

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成8年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第3条第2号の規則で定める要件)</p> <p>第8条の2 条例第3条第2号の規則で定める要件に該当する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>県内の事業所から企業派遣実習（産業技術専攻科の履修に必要な当該事業所における実習をいう。）の受入れの同意を得ている者</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(条例第3条第2号の規則で定める要件)</p> <p>第8条の2 条例第3条第2号の規則で定める要件に該当する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号に掲げる者に準ずる者として校長が認める者</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。